

# VIII. 組合費

## 組合費とは

自立した組織である労働組合にとって組合員一人ひとりから徴収する組合費は、組合活動を行うために不可欠な、金銭面での基礎となるものです。実務上は、組合員一人ひとりから直接徴収する訳ではなく、労使協定に基づく組合の依頼により、会社が組合員の賃金（給与）から天引き（チェックオフ）をすることで徴収していますが、組合費の把握や連絡などの作業については、本来的には組合が主体的に行うべき業務であることを十分に認識しておくようお願いします。

組合費は68期まで支部費・本部費を分けて徴収しておりましたが、69期からは1本化され、以下の式で計算されます。

<b>7/25時点基準内賃金</b>	×	<b>1.85% + 1,200 円</b> (一般組合員)
		80% × 1.85% + 1,200 円 (Fコース例外)
		1.25% + 1,200 円 (出向者例外) ※ G/粉(サ) /フ(NX) /エ/P 及びイニシオ神田勤務者以外

